



発行 東京都

目次

64

公 告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新………（生活文化局都民生活部管理法人課）…一
- 都市計画の図書の縦覧（二件）………（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）…一
- 開発行為に関する工事完了………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出………（環境局総務部環境政策課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）………（同）…五
- 土地収用法による収用の裁決手続開始………（東京都収用委員会）…六
- 東京都指定給水装置工事業業者の指定………（水道局）…九
- 東京都指定給水装置工事業業者の事業廃止………（同）…九
- 消防法に基づく命令（二件）………（東京消防庁）…九
- 平成三十年七月二十七日付東京都公告………（同）…〇

正 誤

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人健康と病いの語りデイベックス・ジャパン

二 代表者の氏名

別府 宏園

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区東日本橋三丁目五番九号

四 更新された認定の有効期間

平成三十年九月二十日から平成三十五年九月十九日まで

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の決定の告示

都市計画の種類
 東京都市計画地区計画
 平成三十一年三月六日品川区告示第百一十号

戸越六丁目東地区地区計画
 平成三十年十二月二十一日世田谷区告示第九百六十七号

東京都市計画地区計画
 祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 平成三十一年一月三十一日渋谷区告示第十一号

東京都市計画地区計画
 弥生町三丁目地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 平成三十一年二月十三日東京都板橋区告示第六十三号

東京都市計画地区計画
 板橋駅西口地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画地区計画
 板橋駅西口地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画地区計画
 板橋駅西口地区地区計画

東京都市計画地区計画
 平成三十一年二月十三日東京都板橋区告示第六十三号

東京都市計画地区計画
 平成三十一年二月十三日東京都板橋区告示第六十三号

東京都市計画地区計画
 平成三十一年三月一日足立区告示第八十七号

東京都市計画地区計画
 平成三十一年三月一日足立区告示第八十七号

東京都市計画地区計画
 平成三十一年三月一日足立区告示第八十七号

東京都市計画地区計画
 平成三十一年三月一日足立区告示第八十七号

<p>興野周辺地区 地区計画 東京都市計画地区計画 平成三十一年三月六日江戸川区告示第百四十三号</p> <p>南小岩南部・東松本付近地区地区計画</p> <p>八王子都市計画地区計画 平成三十一年一月二十三日八王子市告示第二十五号</p> <p>狭間駅前地区地区計画</p> <p>三鷹都市計画地区計画 平成三十一年二月二十二日三鷹市告示第百四十五号</p> <p>三鷹台駅前周辺地区地区計画</p> <p>青梅都市計画地区計画 平成三十一年一月十六日青梅市告示第六号</p> <p>青梅駅前西地区地区計画</p> <p>国分寺都市計画地区計画 平成三十一年三月一日国分寺市告示第百四号</p> <p>国三・四・十号線沿道・駅前通り沿道地区地区計画 平成三十一年三月一日狛江市告示第六十二号</p> <p>調布都市計画地区計画 平成三十一年三月一日狛江市告示第六十二号</p> <p>一中通り沿道地区地区計画</p> <p>縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)</p>	<p>都市計画の図書の縦覧について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。</p> <p>平成三十一年四月八日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>都市計画の種類 都市計画の変更の告示</p> <p>東京都市計画高度地区 平成三十一年三月六日品川区告示第百二二号</p> <p>東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成三十一年三月六日品川区告示第百三十三号</p> <p>東京都市計画公園 平成三十一年三月六日品川区告示第百四十四号</p> <p>第三・二・一九号小山台公園 平成三十一年三月六日品川区告示第百四十四号</p> <p>東京都市計画公園 平成三十年十二月二十七日大田区告示第千六号</p> <p>第五・四・四号洗足公園 平成三十年十二月二十一日世田谷区告示第九百六十八号</p> <p>東京都市計画高度地区 平成三十年十二月二十一日世田谷区告示第九百六十九号</p> <p>東京都市計画高度地区 平成三十一年一月十八日世田谷区告示第百五十一号</p>	<p>第九十八号深沢二丁目緑地 平成二十九年二月十三日世田谷区告示第九十八号</p> <p>東京都市計画公園 第四・四・二十号玉川野毛町公園 平成三十一年一月三十一日渋谷区告示第百十号</p> <p>東京都市計画地区計画 渋谷駅前地区地区計画 平成三十一年一月三十一日渋谷区告示第百十二号</p> <p>東京都市計画高度利用地区 渋谷二丁目十七地区 平成三十一年一月三十一日東京都北区告示第百六十三号</p> <p>東京都市計画公園 北第二・二・一八号神谷公園 平成三十一年二月十三日東京都板橋区告示第百六十三号</p> <p>東京都市計画高度利用地区 板橋駅西口地区 平成三十一年二月十三日東京都板橋区告示第百六十四号</p> <p>東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成三十一年二月十三日東京都板橋区告示第百六十六号</p> <p>東京都市計画高度地区 平成三十一年三月一日足立区告示第百八十三号</p> <p>伊興町前沼地区地区計画</p>
---	---	--

<p>東京都市計画高度地区 四号</p> <p>東京都市計画防火地域及び準防火地域 五号</p> <p>東京都市計画一団地の住宅施設 六号</p> <p>興野町住宅一団地の住宅施設</p> <p>東京都市計画地区計画 第八百四十八号</p> <p>JR小岩駅周辺地区地区計画</p> <p>東京都市計画地区計画 第八百四十八号</p> <p>篠崎駅東部地区地区計画</p> <p>東京都市計画生産緑地地区 第八百四十八号</p> <p>東京都市計画高度地区 四十四号</p> <p>八王子都市計画用途地域 第二十三号</p> <p>八王子都市計画高度地区 第二十四号</p> <p>立川都市計画生産緑地地区 三十号</p> <p>立川都市計画道路 三・四・十五号 号すずかけ通り線</p>	<p>東京都市計画高度地区 四号</p> <p>東京都市計画防火地域及び準防火地域 五号</p> <p>東京都市計画一団地の住宅施設 六号</p> <p>興野町住宅一団地の住宅施設</p> <p>東京都市計画地区計画 第八百四十八号</p> <p>JR小岩駅周辺地区地区計画</p> <p>東京都市計画地区計画 第八百四十八号</p> <p>篠崎駅東部地区地区計画</p> <p>東京都市計画生産緑地地区 第八百四十八号</p> <p>東京都市計画高度地区 四十四号</p> <p>八王子都市計画用途地域 第二十三号</p> <p>八王子都市計画高度地区 第二十四号</p> <p>立川都市計画生産緑地地区 三十号</p> <p>立川都市計画道路 三・四・十五号 号すずかけ通り線</p>	<p>武蔵野都市計画生産緑地地区 第十号</p> <p>三鷹都市計画道路 三・四・十号 三鷹台駅井の頭線</p> <p>府中市計画生産緑地地区 十六号</p> <p>昭島都市計画生産緑地地区</p> <p>調布都市計画生産緑地地区</p> <p>町田市計画生産緑地地区 五十九号</p> <p>日野都市計画生産緑地地区 二百四十三号</p> <p>国分寺都市計画生産緑地地区 号</p> <p>国分寺都市計画用途地域 一号</p> <p>国分寺都市計画高度地区 二号</p> <p>国分寺都市計画防火地域及び準防火地域 三号</p> <p>国分寺都市計画地区計画 五号</p> <p>国分寺駅北口地区地区計画</p> <p>国立都市計画生産緑地地区</p> <p>調布都市計画用途地域 三号</p>	<p>武蔵野都市計画生産緑地地区 第十号</p> <p>三鷹都市計画道路 三・四・十号 三鷹台駅井の頭線</p> <p>府中市計画生産緑地地区 十六号</p> <p>昭島都市計画生産緑地地区</p> <p>調布都市計画生産緑地地区</p> <p>町田市計画生産緑地地区 五十九号</p> <p>日野都市計画生産緑地地区 二百四十三号</p> <p>国分寺都市計画生産緑地地区 号</p> <p>国分寺都市計画用途地域 一号</p> <p>国分寺都市計画高度地区 二号</p> <p>国分寺都市計画防火地域及び準防火地域 三号</p> <p>国分寺都市計画地区計画 五号</p> <p>国分寺駅北口地区地区計画</p> <p>国立都市計画生産緑地地区</p> <p>調布都市計画用途地域 三号</p>	<p>調布都市計画高度地区 四号</p> <p>立川都市計画生産緑地地区 第十七号</p> <p>多摩都市計画生産緑地地区 四十八号</p> <p>多摩都市計画生産緑地地区 四十八号</p> <p>秋多都市計画生産緑地地区 示第五百五十六号</p> <p>秋多都市計画汚物処理場 示第十八号</p> <p>西秋川衛生組合し尿処理場</p> <p>西東京都市計画地区計画 十八号</p> <p>新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画</p> <p>西東京都市計画用途地域 十九号</p> <p>西東京都市計画高度地区 十号</p> <p>西東京都市計画防火地域及び準防火地域 十一号</p> <p>縦覧場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一</p>	<p>調布都市計画高度地区 四号</p> <p>立川都市計画生産緑地地区 第十七号</p> <p>多摩都市計画生産緑地地区 四十八号</p> <p>多摩都市計画生産緑地地区 四十八号</p> <p>秋多都市計画生産緑地地区 示第五百五十六号</p> <p>秋多都市計画汚物処理場 示第十八号</p> <p>西秋川衛生組合し尿処理場</p> <p>西東京都市計画地区計画 十八号</p> <p>新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画</p> <p>西東京都市計画用途地域 十九号</p> <p>西東京都市計画高度地区 十号</p> <p>西東京都市計画防火地域及び準防火地域 十一号</p> <p>縦覧場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一</p>
--	--	---	---	--	--

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

三鷹市下連雀三丁目三百七番四

三鷹市下連雀四丁目十八番二十号
禅林寺
代表役員 木村 得玄
神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番十四号

相鉄不動産株式会社
代表取締役 杉原 正義

千代田区大手町一丁目九番二号

三菱地所レジデンス株式会社
代表取締役 脇 英美

杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号

株式会社細田工務店
代表取締役 阿部 憲一

武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号

アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

東久留米市小山四丁目千五百十六番一及び同番五

神奈川県川崎市麻生区白山四丁目一番三号グリーンプラザ十八

株式会社マインズホーム
代表取締役 金子 直行

狛江市岩戸南四丁目四十八番一、同番一地先、同番二、同番三及び同番六の一部

東村山市久米川町一丁目十七番五の一部

西東京市東伏見三丁目六番十九号

東久留米市金山町二丁目六百四十八番一及び同番三

東村山市久米川町五丁目二十九番三及び同番六

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

清瀬市野塩二丁目百三十九番一及び同番三の一部

杉並区宮前二丁目十五番十三号
株式会社ホーク・ワン
代表取締役 平塚 寛之

清瀬市野塩二丁目三百二十八番地

有限会社基商事不動産部
代表取締役 小原 啓嗣

東久留米市金山町二丁目六百四十八番一及び同番三

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

調布市飛田給二丁目十番一の一部、同番十四、同番二十四並びに同番二十五及び同番三十二の各一部、同番四十一、同番四十九から同番五十二まで、同番五十四の一部並びに同番百九

豊島区南長崎五丁目十四番一号
塚田 玲子

武蔵野市八幡町三丁目三百九番一

中央区銀座六丁目十七番一号
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 藤林 清隆

調布市染地二丁目十六番十五及び同番四十三

西東京市北原町三丁目二番二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

調布市染地二丁目二十五番八及び同番三十二

同右

東久留米市小山五丁目千六百四十四番三十九

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

三鷹市大沢三丁目二百六十四

三鷹市大沢三丁目十番三十

番十六の一部

号

学校法人東京神学大学
理事長 伊藤 瑞男

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、わらべや日洋株式会社（仮称）新村山工場建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。
平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
わらべや日洋ホールディングス株式会社
代表取締役社長 大友 啓行

二 対象事業の名称
新宿区富久町十三番十九号

三 工事着手の年月日
平成十八年三月七日

四 工事完了の年月日
平成三十年十一月三十日

五 届出日
平成三十一年三月十一日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 四谷駅前地区第一種市街地再開発事業
二 店舗所在地 新宿区四谷一丁目五十番地
三 設置者名 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目五番一号
五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション
六 新設をする日 平成三十二年二月一日
七 店舗面積の合計 三千二百四十一平方メートル
八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三十三台
九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 九十四台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 四百八十六平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 四十三・八〇立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

十三 小売業を行う者の閉店時刻 翌午前一時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から翌午前一時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗北東側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 平成三十一年三月十三日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成三十一年四月八日から同年八月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 株式会社イトーヨーカ堂八王子店
二 店舗所在地 八王子市狭間町千四百六十二番地
三 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂
四 設置者住所 千代田区二番町八番地八
五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十九名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十七名
七 変更日 平成二十九年八月二十一日ほか
八 届出日 平成三十一年一月二十九日
九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十 縦覧期間 平成三十一年四月八日から同年八月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都

十一 縦覧時間
 条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 株式会社イトーヨーカ堂八王子店
- 二 店舗所在地 八王子市狭間町千四百六十二番地一
- 三 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂
- 四 設置者住所 千代田区二番町八番地八
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 千八十八台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八百三十台

七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗北西側ほか 三百五十台

八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗北西側ほか 三百五十台

九 変更前の駐車場の自動車出入口の数及び位置 五箇所 店舗南東側ほか

十 変更後の駐車場の自動車出入口の数及び位置 三箇所 店舗南東側ほか

十一 変更日 平成三十一年九月三十日

十二 届出日 平成三十一年一月二十九日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 平成三十一年四月八日から同年八月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 ロイヤルホームセンター南千住
- 二 店舗所在地 荒川区南千住四丁目一番四号
- 三 設置者名 JA三井リース建物株式会社
- 四 設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側 三百二十台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側 二百台
- 七 変更日 平成三十一年十月二十七日

八 届出日 平成三十一年二月二十六日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 平成三十一年四月八日から同年八月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成31年4月8日

東京都収用委員会
 会長 池田 眞 朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第35号線及び幹線街路放射第36号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所 } 別記のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 }
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成31年3月22日

別記

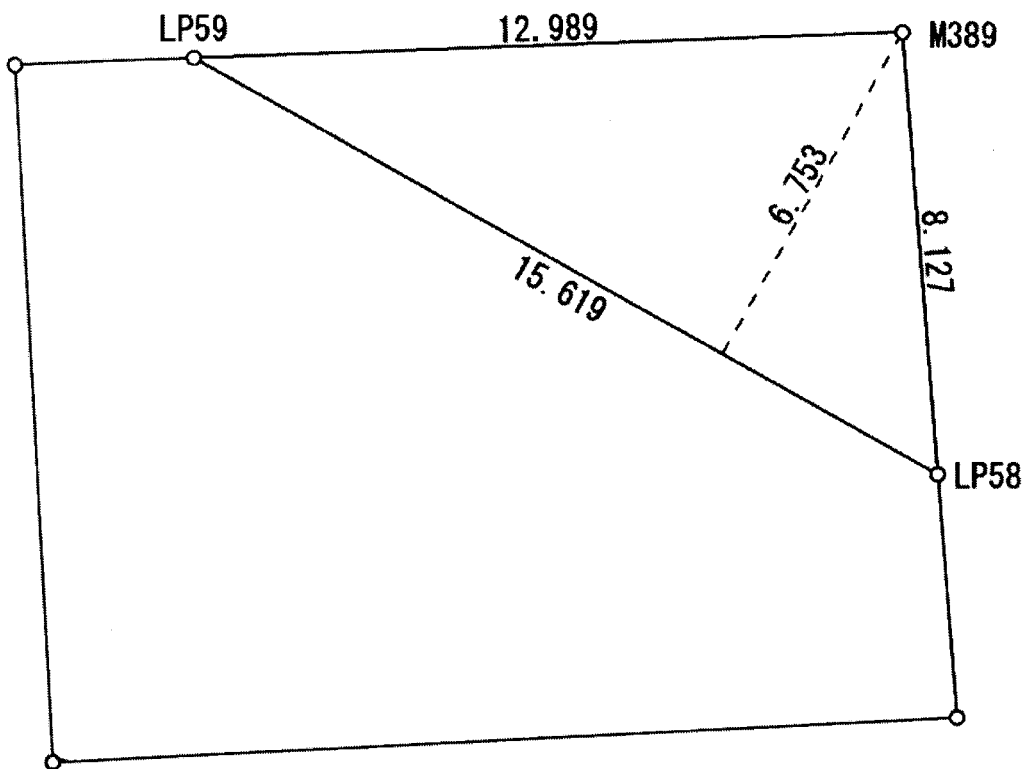
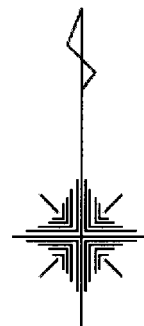
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しようとする土地の面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都練馬区羽沢二丁目	22番70	宅地	208.26	208.51	52.73	株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	遠藤晴三	東京都練馬区羽沢二丁目22番24号	借地権	別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区羽沢二丁目22番70のうち

52.73平方メートル



単位：メートル

東京都指定給水装置工事事業者の指定について
 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二
 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を
 次のとおり指定した。

平成三十一年四月八日

東京都水道局長 中嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 指定年
月日

九八〇三 株式会社 厚沢 将伸 埼玉県さい 平成三十
将栄興業 たま市緑区 一年一月
大字中野田 二十九日
千二百五十
一番地二

九八〇四 株式会社 久保田英嗣 国立市青柳 同日
T・D・ 三丁目二十
C 六番地の六
十三

九八〇五 ゼロイチ 和地 聡 埼玉県新座 同日
市野寺四丁
目二番五号

九八〇六 長門住設 滝口 史章 杉並区下高 同日
井戸四丁目
二十九番七
号

九八〇七 リープス 増渕 徳久 埼玉県越谷 同日
市大字増林
千五十八番
地二

九八〇八 戸高設備 戸高 智広 東久留米市 同日
浅間町二丁
目二十九番
二号

九八〇九 株式会社 三科 典昭 武蔵村山市 同日

ともえ住 残堀四丁目
宅管理 五十七番地
の十五

九八一〇 idea 宮下 功一 神奈川県平 同日
塚市横内三
千二百五一
六

九八一二 関口水道 関口 忠良 荒川区東尾 同日
久一丁目二
十九番八号

九八一三 株式会社 山村 憲二 足立区東和 同日
東和エン 一丁目二十
ジニアリ 一番七号

九八一四 株式会社 小杉 祐太 埼玉県越谷 同日
小杉設美 市大字北川
崎七百四十
番地一

九八一三 岡部工業 岡部 清貴 足立区梅田 同日
七丁目二十
八番五号

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に
ついて

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十一年四月八日

東京都水道局長 中嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年
月日

八五九九 株式会社 関 智博 神奈川県横 平成三十
グローバ 浜市保土ヶ 年十二月
ル 谷区星川三 十六日

丁目二十二 番二十八号 平成三十
年一月

九七二二 ティーオ 田中 裕美 北区豊島七 同日
ネスト 丁目三十一
番五号 四日

一四二九 田中工業 田中 輝幸 葛飾区亀有 同日二十
所 三丁目三十
二番三十二
号

一三七二 関口水道 関口 旭 荒川区東尾 同日二十
工事店 久一丁目二
十九番八号 八日

九五〇八 将栄興業 厚沢 将伸 埼玉県さい 同日
たま市緑区
大字大崎二
千八百番地
二

五一〇五 崎山水道 崎山 利治 江戸川区江 平成三十
戸川五丁目 一年一月
十一番地四 三十日
十九

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）
 第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第
 3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと
 おり公告する。

平成31年4月8日

東京消防庁

消防総監 安藤 俊雄

- 1 防火対象物の所在地 新宿区歌舞伎町二丁目27番11号
- 2 防火対象物の名称 三経27ビル
- 3 命令を受けた者 株式会社栃木三喜興業

<p>4 命令事項</p>	<p>代表取締役 木山 貴英</p> <p>(1) 平成31年3月25日までに、 2の防火対象物の地下1階電 気室に自動火災報知設備の感 知器を技術上の基準に従って 設置すること。</p> <p>(2) 平成31年4月25日までに、 2の防火対象物の地下1階、 1階及び6階に自動火災報知 設備の地区音響装置を技術上 の基準に従って設置すること。</p> <p>(3) 平成31年5月25日までに、 2の防火対象物の地下1階、 2階、4階及び5階における 消防法施行令別表第1(2)項イ 部分に放送設備を技術上の基 準に従って設置すること。</p> <p>(4) 平成31年5月25日までに、 2の防火対象物の地下1階及 び4階に避難器具を技術上の 基準に従って設置すること。</p> <p>(5) 平成31年3月25日までに、 2の防火対象物の地下1階、 2階及び5階の屋内階段に通 路誘導灯を技術上の基準に従 って設置すること。</p>	<p>消防法に基づく命令の公告について 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。) 第5条第1項及び第17条の4第1項の規定により命令を行 ったので、法第5条第3項及び第17条の4第3項において 準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成31年4月8日</p> <p>東京消防庁 消防総監 安 藤 俊 雄</p> <p>1 防火対象物の所在地 新宿区歌舞伎町二丁目30番14号 2 防火対象物の名称 三経82ビル 3 命令を受けた者 株式会社新橋三経観光 代表取締役 胡 實正</p> <p>4 命令事項 (1) 平成31年3月25日までに、 2の防火対象物の地下2階南 側屋内階段脇倉庫、南側屋内 階段地下1階から地下2階ま での階段室、地下1階受信機 室、地下1階通路、1階西側 屋内階段脇北側倉庫、2階南 側旧外廊下及び4階旧「アン テナーク」従業員控室に自動 火災報知設備の感知器を技術 上の基準に従って設置するこ と。</p> <p>(2) 平成31年3月25日までに、 2の防火対象物の地下2階西 側屋内階段、地下2階南側屋 内階段、地下1階西側屋内階</p>	<p>段、地下1階南側屋内階段及 び3階屋内階段に設置されて いる避難口誘導灯を技術上の 基準に従って改修すること。</p> <p>(3) 平成31年3月25日までに、 2の防火対象物の3階通路に 設置されている通路誘導灯を 技術上の基準に従って改修す ること。</p> <p>(4) 平成31年4月25日までに、 2の防火対象物の地下2階西 側屋内階段に面する防火設備 の閉鎖に支障となる配管を撤 去すること。</p> <p>平成31年2月25日</p>
<p>5 命令年月日</p> <p>平成31年2月25日</p>			

正 誤

○平成三十年七月二十七日付東京都公報
ページ 一行 一 誤 一 正
十六 下 一 八 二百七名 一 百五名

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 本号 三〇円
東京 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 一箇月 六、六〇〇円
電話 〇三(五三三二)一〇一(代) 定価 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

